

新潟県地方公営企業に従事する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第37号

新潟県地方公営企業に従事する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟県地方公営企業に従事する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則（昭和41年新潟県規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項ただし書の規定による主要な職員は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 病院局に勤務する職員で次の職にあるもの ア 局本庁（新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）第3条に規定するものをいう。）の次長、 <u>参事</u> 、課長及び業務指導監の職 イ (略)	地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項ただし書の規定による主要な職員は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 病院局に勤務する職員で次の職にあるもの ア 局本庁（新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）第3条に規定するものをいう。）の次長、課長及び業務指導監の職 イ (略)

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。